

訪問看護事業所「在宅ケア協会」重要事項説明書

2016年2月10日

指定訪問看護事業所 在宅ケア協会
管理者／所長 看護師・保健師 外山誠
郵便番号 173-0004
東京都板橋区板橋 2-40-8 村上ビル 1F すべーす夢
電話 03-6905-7590 FAX 03-6905-7840
E-mail: itabashi@zaitaku.or.jp

I. 訪問看護の種類

1. 自費（自由契約による全額自己負担）
2. 介護保険（要支援または要介護認定有効期間内の方）
3. 医療保険（介護保険未申請の方、特定疾患により介護保険併用の医療保険による訪問看護が認められている方、自立支援医療による訪問看護が認められている方）

II. 訪問看護のお申し込み・ご相談

1. 自費：お電話で事業所にお申し込み・ご相談下さい。1回だけの外出、外泊付き添いから、定期的な・不定期の長時間滞在支援までお引き受けできます。ご入院中の病院等への訪問が必要と考えられる場合は、事前に「在宅ケア相談」（下記）のご利用をおすすめします。
2. 介護保険：介護保険未申請の方は介護保険による訪問看護を申し込まれるか、あるいは介護保険を申請せずに医療保険による訪問看護を申し込まれるかをお決め願います。介護保険利用が可能の方は、契約された介護支援専門員に在宅ケア協会訪問看護ご希望をお話しいただき、サービス計画への追加、サービス担当者会議開催、医療的ケアに関する関係機関への情報提供へのご理解を頂かなければなりません。訪問相談支援（下記）をご利用になられて、在宅ケア協会から介護支援専門員および主治医等診療報酬機関にお願いする事も可能です。
3. 医療保険：主治医に訪問看護を利用依頼されたい旨お話しいただき、訪問看護指示書を訪問看護ご利用開始希望日までにお送りいただかなければなりません。訪問相談支援（下記）をご利用になられて、在宅ケア協会から主治医等診療報酬機関にお願いする事も可能です。

◎ 「在宅ケア相談」（自由契約による自費）とは・・・

特定非営利活動法人在宅ケア協会の独特のサービスの一つです。介護保険のケア・マネジメントではありません。

「本当はこうしたい」をよく聞いて、提供すべきサービスを提案いたします。

また、たんの吸引などの医療的ケア、看護を含む一体型・滞在型のサービスを選択することも可能になります。「わたしの介護はわたしが決める」とお考えの方から依頼を受けて、利用者(対象者)がご入院中の病院等に専門相談員が出向いて、利用者(対象者)がお考えの最高の社会生活をこれからの目標として取り戻すことができるように支援します。

利用者(対象者)自身がそのために看護と介護を含む社会生活支援体制を組み立てたり、サービスを利用できるように支援します。

介護保険を未申請の方も、退院後に24時間週7日の医療的ケアを考えておられる方も、すでに介護保険等のサービスをご利用中の方も、ご利用になれます。

訪問相談支援（90分）の料金は¥20,000及び交通費です。

- ◎ お申し込み・お問い合わせ窓口
 特定非営利活動法人 在宅ケア協会 城北事務所
 お電話 03-6905-7590 FAX 03-6905-7840
 E-mail itabashi@zaitaku.or.jp
 お手紙 173-0004 東京都板橋区板橋 2 丁目 40-8 村上ビル 1F すぺーす夢

Ⅲ. ご利用料金

1. 自費

時間 \ 資格	准看護師	看護師・保健師	作業療法士 (OT) 理学療法士 (PT) 言語聴覚士 (ST) 管理栄養士 (DT)
日中 8-18 時	8,000 円/時	9,000 円/時	別途定めます。
早朝 6-8 時; 夜間 18-22 時	9,500 円/時	10,500 円/時	別途定めます。
深夜 22-6 時	11,000 円/時	12,000 円/時	別途定めます。

注1) 交通費は事業所を起点とする往復交通費実費を申し受けます。

注2) (土)、(日)、国民の祝日の割増し料金は申し受けておりません。

2. 介護保険

	准看護師	看護師・保健師	PT・OT
~30 分未満 予防訪問看護 1 訪問看護 1	400 円	445 円	
~60 分未満 予防訪問看護 2 訪問看護 2	783 円	870 円	
~90 分未満 予防訪問看護 3 訪問看護 3	1,130 円	1,256 円	
90 分以上	自費に準じます。	自費に準じます。	
緊急時訪問看護加算 (月に 1 回)		566 円	
特別管理加算 (月に 1 回)		262 円	
ターミナルケア加算 (月に 1 回)		1,258 円	

注) 6 時から 8 時および 18 時から 22 時は上記の 25%増

22 時から 24 時および 0 時から 6 時は上記の 50%増

(土)、(日)、国民の祝日の割増しはありません。

3. 医療保険

	准看護師	看護師・保健師	PT・OT・ST・DT
週3日まで(1日1回目)	5,050円	5,550円	5,550円
同一建物に3人以上訪問	2,530円	2,780円	2,780円
週4日目以降(1日1回目)	6,050円	6,550円	6,550円
同一建物に3人以上訪問	3,030円	3,280円	3,280円
週4日以上(1日2回目)	4,000円	4,500円	4,500円
週4日以上(1日3回以上)	7,500円	8,000円	8,000円
		2,780円	
週4日目以降(1日1回目)	6,050円	6,550円	6,550円
有料老人ホーム等の場合			
週3日まで(1日1回目)	3,800円	4,300円	4,300円
週4日目以降(1日1回目)	4,800円	5,300円	5,300円
緊急訪問看護加算		(1回)2,650円	
長時間訪問看護加算		(週1回を限度として)5,200円	
管理療養費		(月に1回~12回を限度として)7,300円 ~39,750円	
重症管理加算		(重症度により月に)0円;2,500円;5,000円	
24時間対応体制加算		(1ヶ所のみ月に)0円;5,400円	
24時間連絡体制加算		(1ヶ所のみ月に)0円;2,500円	
訪問看護情報提供療養費		(1ヶ所のみ月に)0円;1,500円	
退院時共同指導加算(文書)		(1ヶ所のみ月に)0円;6,000円	
退院支援指導加算		(退院後初回訪問のみ)0円;6,000円	
在宅患者連携指導加算		(月1回を限度)0円;3,000円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		(月2回を限度)0円;2,000円	
ターミナルケア療養費		(1ヶ所のみ月に)0円;20,000円	
ご請求月額	上記合計額の1~3割(注)を申し受けます。		

注1) 交通費は事業所を起点とする往復交通費実費を申し受けます。

注2) 通常の営業時間帯は8時から18時です。これ以外の時間帯に開始する場合は、
[1.自費]の表中の料金を申し受けます。また、1回の医療保険請求では困難をともなう長時間滞在を希望される方は、ご利用に先立ち、在宅ケア相談[自由契約による自費:1ページ下段]をご利用ください。

注3) 医療保険による訪問看護の一部自己負担金額は、保険証と特定医療費(特定難病)(法別54)受給者証、心身障害者医療費受給者証(法別80:住民税課税者または非課税者)、特定疾病(難病)医療費助成制度による医療券の併用によって減額または無料になります。

IV. 通常営業地域

豊島区、北区、板橋区、練馬区の一部(練馬区練馬1-4丁目・向山1-4丁目・羽沢1-3丁目・桜台1-6丁目・氷川台1-4丁目・平和台・錦)、新宿区の一部(高田馬場1-2丁目、大久保2-3丁目)、以上です。左記以外は、事業所を起点とする往復交通費実費を

申し受けますがご相談ください。

V. 営業日および勤務体制

営業時間 24時間365日（事務所の受付窓口は月曜日から金曜日の10時-18時）

休業日 サービス提供の休業日はございません。

事務所の休業日・休業時間帯は夜間・土曜・日曜、年末年始です。

休業日・休業時間帯は受付窓口の留守番電話で対応させていただきます。

管理者 1 名、訪問看護師(常勤換算 2.5 名以上)、事務職員 1 名(兼務)

VI. 苦情処理窓口および苦情対応の方法

事業所苦情窓口責任者：外山 誠

国民健康保険組合連合会：03-6238-0177（9時-17時、土日祝日除く）および各区でも苦情を受け付けています。

事業所内に文書を保管し、苦情内容事実を事業に従事する職員全員が共有し、サービス内容の改善に努めます。

苦情処理は窓口責任者、当該職員、管理者の3者によって行うものとします。

苦情に関しては苦情を受けつけてから、迅速に解決策を文書にてとりまとめ、関係者に提出致します。

窓口責任者は当該苦情内容について、当事者双方からききとりを行い、問題解決方法が利用者の不利益を生じないように努めます。

VII. 緊急時・事故発生時の対応

ただちに安全のための適切な処置を行い、サービス提供責任者及び管理者から依頼主、家族、訪問看護指示医等に連絡し、事業所として必要な措置を講じます。訪問看護は、その他のサービスとともに損害賠償責任保険に加入済です。

VIII. キャンセル料金および取扱い方針

看護師・准看護師が発発する前に事業所にお電話いただいた場合に限りキャンセル料金は申し受けておりません。

IX. 個人情報保護に関する方針

利用者（対象者）に関する職業上知り得た情報は、事業所内職員間で共有させていただくことがあります。また地方公共団体が職務で行う行為に協力して情報提供する場合があります。調査・研究に対する行為はこれに含まれず別途ご協力依頼、同意を必要とします。

職員は、知り得た情報を事業所内外で退職後も終生他言しない倫理規程が定められた職務・資格の者です。事業所が定めた個人情報取り扱いに関する規定に署名しております。

X. ご請求・お支払い方法

月末締め翌月 10 日に請求書を送付します。到着後 10 日以内にお支払い下さい。

上記説明を受け同意しました。

年 月 日

同意者（依頼主・利用者・家族）氏名 _____ 印

住所 _____